

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第4章 国会 (11)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&amp;A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

### 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第4章 国会 (11)

#### 国会の表決数の整理

	表決数	事 例
原則	出席議員の過半数	下の場合以外
例外	出席議員の3分の2以上	①議員の資格争訟裁判により議員の議席を失わせる場合 (第55条)
		②両議院で秘密会を開く (第57条1項但書)
		③両議院で議員を除名する場合 (58条2項但書)
		④衆議院で法律案を再議決する場合 (59条2項)
	総議員の3分の2以上	憲法改正を発議する場合 (第96条1項)

#### 憲法第五十五条 【 資格争訟の裁判 】

両議院は、各々その議院の資格に関する争訟を裁判する。但し、議院の議席を失わせるには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

#### 語句説明

- ①争 訟・・・訴訟を起こして、それを通して争うこと。また、その事件。訴訟よりも広い意味に使われる。  
 ②議 席・・・議場内の議員の席。議員としての資格。

#### 説明概要

三権分立の建前から、議院内部の問題は、基本的に議院自体で処理するという議院の自立権を保障しています。当選した議員が、法律で定められた両議院の議員資格を有しているかどうかを裁判をする権利を両議院は持っています。

法定の被選挙権を有しているか、兼職禁止に違反していないことが必要です。

このような議員としての資格を有していないのに、当選し議員になった場合、選挙の効力を争うのではなく、各議院が主宰する手続きで資格の有無を審査します。

議員資格を失わせるには、出席議員 j の3分の2以上の賛成が必要です。多数派による恣意的な運用を避ける意味で特別多数の賛成を要求したものです。

仮に、こうした議院の判断に不服があっても、議院の自律権を尊重する趣旨から、裁判所に提訴してさらに争うことはできません。実際には、選挙の際に審査されるため、このような事態はほとんどありません。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

## Worker's Library 会員登録

### お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

📄 サイトマップ   🔍 このサイトについて   🛡️ 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.